（行政職俸給表㈠の八級以上の職員に相当する職員）

第三十八条の二　給与法第八条第八項第二号の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの
二　税務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの
三　公安職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの
四　公安職俸給表㈡の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの
五　教育職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの
六　研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの
七　医療職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

第四十二条　規則一一一〇（職員の降給）第五条又は第六条第二項の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一　次号に掲げる職員以外の職員　降号した日の前日に受けていた号俸より二号俸下位の号俸（当該受けていた号俸が職員の属する職務の級の最低の号俸の直近上位の号俸である場合にあつては、当該最低の号俸）
二　行政職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び第三十八条の二各号に掲げる職員　降号した日の前日に受けていた号俸より一号俸下位の号俸

別表第二　初任給基準表（第十一条、第十二条関係）

イ　（略）

ロ　行政職俸給表㈡初任給基準表

職種		学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒		1級1号俸
労務職員（甲）		1級1号俸から1級33号俸まで	
労務職員（乙）		1級1号俸から1級13号俸まで	

備考

1～3　（略）

4　職種欄の「労務職員（甲）」又は「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員に対する第12条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、同欄の号俸として定められているものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員（次項に規定する職員を除く。）については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

六　教育職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの
七　研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの
八　医療職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの
九　医療職俸給表㈡の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの
十　医療職俸給表㈢の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの
十一　福祉職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの

（新設）

第四十二条　規則一一一〇（職員の降給）第五条又は第六条第二項の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号俸は、降号した日の前日に受けていた号俸より二号俸下位の号俸（当該受けていた号俸が職員の属する職務の級の最低の号俸の直近上位の号俸である場合にあつては、当該最低の号俸）とする。

（新設）

別表第二　初任給基準表（第十一条、第十二条関係）

イ　（略）

ロ　行政職俸給表㈡初任給基準表

職種		学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒		1級17号俸
	中学卒		1級9号俸
労務職員（甲）		1級17号俸から1級49号俸まで	
労務職員（乙）		1級1号俸から1級29号俸まで	

備考

1～3　（略）

4　職種欄の「労務職員（甲）」又は「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員に対する第12条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、同欄の号俸として定められているものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員（次項に規定する職員を除く。）については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。